

サービス残業なくす厚生労働省の画期的な通達のポイント



経過：

「自殺過労死」まで生み異常な長時間労働の温床となっている「サービス残業」。職場でまん延している違法なただ働きをなくすため厚生労働省が「企業に労働時間管理の責務がある」とする通達(4月6日)を出しました。これまで、職場の労働者有志と電機労働者懇談会および日本共産党が、広範に行われているサービス残業の是正を求めてねばり強く告発・追及したたかいつが、昨年の労働省による電機大手製造業への監督指導となり、今回の「画期的」な通達に実を結んだといえます。

通達は、

(1) 記録: 「始終業時刻の把握」・企業に労働時間管理の義務

企業が労働者の日々の始業・終業時刻を労働日ごとに確認し記録すること。
その方法は使用者が「現認し記録する」か「タイムカードやICカード等を基盤に記録する」ことを明記しています。

(2) 規制: 「自己申告制」に対する具体的規制

会社は、実際の残業時間を申告しても「不利益な扱い」がないことを、従業員に説明する。
会社は、自己申告した労働時間と合致しているか定期的に実態調査をする。労働者や労働組合等から指摘があれば実態調査をする。
会社は、適正な残業代申告を阻害する目的で残業時間の「上限」を設定したり、残業手当の「定額制」などが申告を阻害している場合は改善する。

(3) 処分: 悪質なケースには司法処分

監督署の窓口だけでなく、リーフレットの活用や集団指導などあらゆる機会を通じて「集中的な周知活動をおこなう」。実効性を担保するため監督署が点検や重点指導を行う。重大な悪質ケースには「司法処分」で対処するとしています。
(労働基準法37条に違反した場合の処分、労働基準法119条で6ヶ月以下の懲役又は10万円以下の罰金)

サービス残業根絶へ

下記残業時間アンケートにご協力下さい

職場名 _____ 年齢()歳(男・女) _____ 氏名: _____

あなたの1ヶ月の残業時間は? *名前の出せる方、お願いします!

実質()時間 申告()時間
新人事待遇制度、Vワークに対するご意見など

その他職場のリストラや「ケチケチ運動」の状況など何でも

このアンケート結果は、労働組合への持ち寄りや労基署交渉に使わせていただきます。

送り先: FAX 03-3451-3595 「ESPEROの会」行き

N E C 懇談会ホームページ <http://www.eva.hi-ho.ne.jp/elcne/>